津波・洪水等の災害における一時避難所施設利用に関する協定書

七尾市(以下「甲」という。)と ●●●●● (以下「乙」という。)は、七尾市内に発生した津波・洪水等の災害において一時避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、七尾市内の津波・洪水等の災害が発生し、または、発生する恐れがある場合において甲が、乙の管理する建物(又は施設)を一時避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(一時避難所の指定・周知)

第2条 甲は、この協定による施設を民間協力緊急一時避難所として位置付け、市民 に周知する。

(一時避難所として利用できる施設)

第3条 乙は、一時避難所として利用できる施設の範囲及び運営上の確認事項をあらかじめ定め、一時避難所指定承諾書(様式第1号)を甲に提出する。ただし、状況に応じて乙はあらかじめ指定した一時避難所の場所を変更することができる。

(一時避難所の開設)

第4条 甲は、津波・洪水等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、一時避難所を開設する必要が生じた際、乙が承諾した場所を一時避難所として 開設することができる。

(避難者の誘導)

第5条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(開設の通知)

- 第6条 甲は、第3条に基づき一時避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を 一時避難所開設通知書(様式第2号)で通知するものとする。
- 2 甲は、一時避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭で乙に通知した後、乙の承諾した施設を一時避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し一時避難所開設通知書で通知するものとする。

(一時避難所の管理)

- 第7条 一時避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 一時避難所の管理運営について乙は、甲に協力するものとする。
- 3 一時避難所における避難者及び第三者が受ける損害については、乙が負わないものとする。

(費用負担)

第7条 一時避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

また、一時避難施設として使用した場合の施設の人為的破損については、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。

(開設期間)

第9条 一時避難所の開設期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波注意報・警報・大津波警報が発表されたときから、それらの解除等により津波・洪水等の被害の恐れがなくなるまでの間とする。

(一時避難所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に施設使用を再開できるよう配慮するとともに、当該一時 避難所の早期閉設に努めるものとする。

(一時避難所の閉設)

第11条 甲は、乙が管理する施設を一時避難所として閉設する際は、乙に一時避難 所閉設届(様式第3号)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を 受けた後、乙に引渡すものとする。

(協定の解除)

第12条 乙の管理する施設が、一時避難所として機能しない状態に至った場合は、 乙の申し出により、この協定を解除することができる。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成●●年●●月●●日 から 平成●●年●● 月●●日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定締結の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に 定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通 を保有する。

平成●●年●●月●●日

甲 石川県七尾市袖ケ江町イ部25番地

七尾市長